

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 横瀬町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	80	キシレン	2	1	911,000	1	910,000	0	1,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	3	3,100	9	3,100	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	3	1,300	11	1,300	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	3	1,400	10	0	0	1,400
1	300	トルエン	1	3	460,000	2	460,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	2	1	10,740	6	10,740	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	3	9,300	8	9,300	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	3	1,200	12	1,200	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	3	10,000	7	10,000	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	3	67,000	5	67,000	0	0
3	35	メタノール	1	3	320,000	3	320,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	3	320,000	3	320,000	0	0
合計			—	—	2,115,040	—	2,112,640	0	2,400

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。